

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原 告 1 の 1 外

被 告 福 島 県 外7名

準備書面(15)

平成30年 6月29日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士

渡辺 慎太郎



同

鈴木 基裕



同

久納 京祐



原告ら準備書面(52)に対して

原告らが「いわゆる経過観察問題」として主張するところに対し、これまで被告福島県が準備書面(10)及び準備書面(13)として主張した内容は、いずれも、原告らが原告ら準備書面(33)及び原告ら準備書面(43)において被告福島県に対して求釈明をしたことに対する対応である。

被告福島県準備書面(13)「第3」において主張したとおり、被告福島県が現時点において「『経過観察』中に『悪性ないし悪性疑い』が発見された症例数を把握している」との事実はない。

また、本訴訟における求釈明に回答するために、被告福島県が今後新たな調査を行い原

告の求める計数を明らかにすべき理由はない。原告の求釈明が、被告福島県において求釈明に対する回答のために新たな調査を行うことまで求める趣旨であるとすれば、もとより本訴における求釈明の範囲を超えるものであり、求釈明自体失当であろう。

以上により、被告福島県において原告ら準備書面（33）及び原告ら準備書面（43）による求釈明に対し回答をしない。

なお、原告ら準備書面（52）については、原告らの意見を述べるだけのものであり、頭書の求釈明に関する主張としては被告福島県の認否反論を要しないものと思料する。